

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 17 回定例
12 月 2 日（火）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 26 年 12 月 2 日に教育委員会第 17 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 12 月 2 日 (火) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 16 時 05 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 齊 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 興 直 孝 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋 谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 義務教育課人事監 | |
| | | 村 山 功 | 学力向上推進協議会会長 | |

4 その他

(1) 第40号・第41号・第42号・第43号・第44号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 5 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第42号・第43号・第44号議案と報告事項5は人事案件であるため、
非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第42号・第43号・第44号議案と報告事項5を非公開とする。
今回は非公開案件から審議を始める。

< 非 > 第43号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第44号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第42号議案 平成26年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰 被表彰者の決定

非公開

< 非 > 報告事項5 平成28年度教員採用選考試験の変更点について

非公開

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開する。

第40号議案 平成27年度教育行政の基本方針の策定

委 員 長： 議案書1頁「第40号議案 平成27年度教育行政の基本方針の策定」に
ついて、山本教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： < 議案についての説明 >

委 員 長： かなり時間をかけて修正された。質疑等はあるか。

- 興 委 員： 委員長の御発言のとおり、かなり推敲されている。その上で、確認したいことが2つある。
- まず、資料3頁の3(1)で「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や学校支援地域本部の導入促進など」とあるが、「導入」という表現が気になる。学校支援地域本部についてはかなり進んでいる地域があるのに対し、コミュニティ・スクールについてはまだ試行的な段階である。そのため、コミュニティ・スクールについては「導入」、学校支援地域本部については「促進」と表記を使い分けてはどうか。それについては事務局でも考え方があろうと思うので、説明してもらって、その上で判断したい。
- 次に、4(1)はアクションプランと同じ表現であるが、「文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため」となっている。「醸成するため」に活用を努めます、というのでは、アクションが醸成するための行為になってしまい、目的が瑣末で矮小化されてしまうように思える。もっと大きな目的があっていいはずなので、「醸成し」のような表現にしてはどうか。
- 教育政策課長： 最初の「導入促進」であるが、社会教育課と協議してまとめたものである。
- 社会教育課長： 学校支援地域本部はすでに二百を超える学校で導入されているが、学校全体の数からすればまだ全部ではないため、これからも広げていきたいという思いから「導入」の表現を選んだものである。
- 教育政策課長： 次に4(1)であるが、基本スタンスは平成26年度の方針と同じ表現になっており、今年度と来年度とで大きく変わることはない。そして、アクションプランの表現に合わせるために、このような表現にしたものである。
- 興 委 員： 1つめの「導入促進」については了解した。
- 2つめであるが、赤字で修正する箇所も生じている。前段の「文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため」をそのまま踏襲しているが、後段を修正するのであれば、醸成するためのアクションなのかについて議論してもらいたい。
- 文化財保護課長： 今御指摘いただいたことだが、「醸成するために」を「醸成し」あるいは「醸成するとともに」のように、文言については検討していきたい。
- 委 員 長： ここで議決すると、それが最終版となるのか。
- 教育政策課長： 議決してもらえれば、御意見をいただいた部分のみ修正して、最終版としたい。
- 委 員 長： 指摘のあった部分については修正を検討してほしい。
- 他に異議はないか。
- 全 委 員： (特になし)
- 委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： (異議なし)

委員 長： 第40号議案を原案どおり可決する。

第41号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

委員 長： 議案書4頁「第41号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： < 議案についての説明 >

委員 長： 定員の変化からは、高等部のニーズが年々増している状況が見える。さて、質疑等はあるか。

興 委 員： 高等部の定員は、義務教育の生徒の意向を踏まえて算出していると理解してよいか。

特別支援教育課長： そうである。

なお、特別支援学校の小学部・中学部は障害が比較的重い児童生徒が在籍しているが、高等部についてはその児童生徒に加えて、通常の中学校に在籍する特別支援学級の生徒も入学してくるので、定員が倍増するという結果になっている。

興 委 員： そのような生徒は、比較的増えてきているのか。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： 次に、改正の概要についてであるが、1(1)の「高等部1年生の定員の増減に伴い」とある。例えば職業教育など、高等部卒業生に対する公教育としての責務は、高等部在籍中に行われると思う。しかし、現実的に受け入れ先との関係においてどこまでできるかわからないが、現場の感覚としてはいかがか。

特別支援教育課長： 高等部卒業後の進路では、知的な障害がない生徒は進学もしているが、企業に就職する生徒がおおむね30パーセントで、60パーセント程度が福祉の関係に進んでいるという状況がある。学校としては、職場開拓等、進路指導を含めて、卒業後3年程度は学校として計画的にケアを行っている。しかし、いつまでも学校がその生徒の支援を担っていくことはできないので、地域の支援機関と連携して問題を解決していくために、お互いに情報交換もしている。

興 委 員： 今の説明のとおり、公教育としての限界はある。ただ、30パーセントが企業への就職とのことだが、就職希望ではあったが就職できなかった生徒の実数は分からない。そのような生徒をきちんとケアしていくためには、県全体の行政として対応していくことが重要である。教育委員会の所掌外については、知事部局との連携で解決を図っていくように担当が知恵を出してほしい。

最後に、高等部も、いろいろな障害の人が入学していると思うが、最近の傾向として、どのような生徒が増えてきているのか。

特別支援教育課長： 視覚・聴覚・肢体・病弱の生徒は決して増えてきているわけではなく、大きく増加しているのは、知的障害の生徒である。過去の状況から見ると、かなりの行動障害を伴った生徒も多くなってきている。

また、卒業後の進路に関する質問であるが、特別支援学校においては、個別の支援計画を全員分作成している。これは移行支援計画として、次のステップに行く際に必ずそのステップに向けた目標・実態等を記載して、次の施設に渡すものである。健康福祉部を中心として、地域には生活や就労を支援する障害者就業・生活支援センターもあり、成人についてはこのセンターで支援をし、特別支援学校の教員もそこに参画して連携している。今後も一層連携を深めていきたいと考えている。

興 委 員： 義務教育の普通学級から転籍する児童生徒もいると思うが、この定員の増減によって社会のニーズをどの程度満たせると考えているのか。定員数は社会の生徒数の予測で決めているとのことだが、実数との比較において、どの程度カバーできるのか。完全にカバーできるのか、充足率はどれくらいなのか。

特別支援教育課長： 昨年度までは、相談の過程でなかなか進路が決定しない生徒もあり、定員を超えて受け入れをしている学校もあった。しかし、今年はかなり細かく議論をしているので、1学級9人の枠の中で、必要な生徒が全員入れる状況になっていると考えている。

斉 藤 委 員： 高等部の2年生に比べて、高等部の1年生の定員が150人くらい増えているということか。

特別支援教育課長： 定員としては増えているが、実際にはフルで増えるわけではないので、実際にはもう少し少ない人数となる予定である。

斉 藤 委 員： そうすると、そのプラス分の教員の配置は十分な措置ができているという理解でよいか。

特別支援教育課長： 当然、定員の増加に伴って教員の配置も見直さなければいけないので、近年は教員の採用数を増やしてこの動きに対応できるように努めているところである。

斉 藤 委 員： 了解した。

委 員 長： 教員の配置もしっかりやってほしい。
他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第41号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 「ICTを活用した教育を推進するための校内研修リーダー養成研修」の実施

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 「ICTを活用した教育を推進するための校内研修リーダー養成研修」の実施」について、中川情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興委 員： 資料「1 概要」についてであるが、これは文部科学省の事業であり、静岡県はそのうちの「教員のICT活用指導力の向上方法の確立」に手を挙げたと理解してよいか。

情報化推進室長： そのとおりである。

興委 員： そうすると、最初の教育効果の明確化や効果的な指導方法の開発は、ここにある(8)にあるように文部科学省が全体をまとめて、さらにこれをアナウンスしていくと理解してよいか。

情報化推進室長： そのとおりである。

興委 員： それでは、どこの部分を情報提供したいのかを明確に書いてくれると もっと分かりやすい。

さて、本県特有の問題として(7)「イ 学校にICT機器が揃っていない、教員のICTスキルに個人差が大きいことが、校内研修をするに当たった課題である」がある。「ア 内容が濃く、時間にゆとりがほしかった」は運用の方法で措置ができるが、イは現場の生の声である。静岡県の教育現場の問題であるので、今後の対応をきちんとしていかなばならない。この研修を受けた当事者として、知恵を出すことが必要である。

情報化推進室長： ICT機器の整備についてであるが、掛川市や菊川市の教育委員会は、かなり先進的に整備をしており、市町の取組による格差が生じている面が確かにある。国からは、平成26年度から29年度にかけて年間1,678億円の地方財政措置がされており、それに基づいて市町でもICT機器を整備していただけるよう、県としてもお願いしているところである。

加藤委 員： ICT教育については、昨年からお願していることがある。

都市部においては現状でもそれなりの教育がなされているが、過疎地域においては必要とする教師が集まらず、新たに雇おうとしても過疎地域に来てくれる人がいないという問題を抱えている。その問題を移動教育委員会等で我々は常に訴えられている。静岡県が抱えているその問題を解決するためには、一般的な都市部でのICTの活用以上に、人が集まらない地域で、ICTによって人がいるところからいないところに対して双方向の教育を可能にしていかなないと、解決につながらないと思う。

情報化推進室長： 今御指摘のあった遠隔授業については、文部科学省が来年度から高校で解禁するという報道もあった。北海道の礼文島や長崎県の壱岐・対馬などの離島などの一部の高校では、すでに試験的に遠隔授業が導入されている。他の県では小中学校で試験的に実施しているところもある。そのような状況も踏まえつつ、今後、本県も検討していかなばならないと考えている。

加藤委 員： 伊豆の土肥高校が近い将来、伊豆総合高校の分校となる。分校になった場合に、伊豆総合高校からどのような形で土肥高校を支援するのか

考えたときに、ICTを活用することによって不十分な教科の補習などができると思う。そのような検討も早急に進めてほしい。

委員 長： 今、二人の委員から御指摘があったように、教員のスキルアップだけでなく、静岡県の実態に伴うICTの実用化に向けても、引き続き取り組んでほしい。

他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 全国学力・学習状況調査意見書の提出

報告事項3 学力向上推進協議会報告書手交

委員 長： 報告事項2頁「報告事項2 全国学力・学習状況調査意見書の提出」、報告事項7頁「報告事項3 学力向上推進協議会報告書手交」について、あわせて林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： ここで、学力向上推進協議会の村山会長からも御意見をいただければありがたい。

学力向上推進協議会会長： それでは、少し時間をいただいて説明させていただく。

報告書は2頁からが報告の概要になっている。御存知のように、今年度は特に小学校を中心として劇的に学力が向上している。その一番の推進力となったのは、調査問題や調査結果を各学校で活用したことである。本調査においては、各学校で学校質問紙という調査もなされており、その回答状況をまとめた結果が表1である。質問項目の中に「昨年度の全国学力・学習状況調査の自校の結果を、調査対象学年・教科だけでなく、学校全体で教育活動を改善するために活用しましたか」という設問がある。これを見ると、静岡県では小学校中学校ともに、平成25年度には全国よりも活用の度合いは低かったわけであるが、平成26年度になると全国の平均を上回って、結果を活用していることが明らかである。このように、県内の各小中学校が、全国学力・学習状況調査の自校の結果を真摯に受け止めて、教育改善に取り組んでくれたことが、一番大きな要因だと思う。

次に、「(2)小学校において、本来の力が発揮された」という項目がある。この項目では、特に小学校において成績が向上した要因について考察している。これに関しては、静岡県の子供たちがテスト慣れしていなかったために、本来付いている学力が実際に調査で発揮できていないという事情もあるので、その対策についても触れている。テスト慣れについて「制限時間を考えながら解いていく」とか「分かる問題から解く」、穴埋めなどでは「とりあえず答えを書く」など、点数をとるためにやらなければならないことが、昨年度までの静岡県の児童の場合にはほとんど身に付いていなかったという特徴があった。

また、テスト形式についても、静岡県は特に中学校入試がそれほど盛んではないので、自校のテストを受ける経験ばかりでいつもと異なった形式のテストを受ける経験があまりなかった。そのため、問題用紙と解答用紙が分かれているテストを受ける経験を一度はしておかないと、実際に学力があってもそれを発揮できない可能性があるのではないかと考えて、その対策をした。そのことについては、報告書の 31 頁以降に、県の総合教育センターで開発したチア・アップシートの作成と活用も含めてまとめているので、そちらも御覧いただきたい。

ただ、それが単なる点取りを目的としたテスト対策ではなかったということが、4 頁の表 4 に書いてある。テスト問題の構成を考えると、小学校国語 A では 15 問中、漢字の読み書きが 6 問である。算数 A では 17 問中、計算問題が 6 問ある。つまり、漢字の読み書きや計算問題を徹底的にやるという指導をやっても、得点を向上させることはできる。しかし、実際に静岡県の昨年と今年の結果を比較すると、漢字の読み書きよりも国語 A 全体での成績の方が伸びている。同じように、計算問題の得点よりも、算数 A 全体の得点の方が伸びている。つまり、漢字や計算以外の問題の成績が伸びているということが証明されているわけである。

また、表 5 では、「選択式」・「短答式」・「記述式」の 3 種類の問題の結果を比較したときに、平成 25 年から 26 年にかけていずれの質問形式でも正答率は上がっているものの、特に記述式の結果が向上している。これまでの静岡県の学力としては、「話す・聞く」は非常に丁寧にやられているが、「読む・書く」が弱かった。しかし、各学校で授業や宿題の中で「読む・書く」を意識的に強化してもらった結果として、記述式の成績が一番伸びたのである。また、単純なテスト対策であれば、A 問題は伸びても B 問題は伸びないはずであるが、実際に A 問題も B 問題もきちんと伸びている。そして、記述式が一番伸びているということは、全国学力・学習状況調査の昨年度結果を踏まえた指導の改善が、実際の学力向上につながっていることを示している。このような対応を今後も継続して行い、さらに授業改善等を行って、学力の一層の向上を推進していきたいと提言した。

なお、報告書 28 頁以降には、静岡式 35 人学級編制が学力向上にも効果があったことをエビデンスとともに示してあるので、御覧いただきたい。

委員 長： 村山会長の御説明に感謝する。

とりわけ、昨年度委員長であった加藤委員には思い入れもあると思うので、レビューを踏まえて御意見をいただきたい。

加藤委員： 昨年の結果が非常に悪かったことで、知事の対応を含めて、全国的にも問題になった。

しかしそれまでは、静岡県の子どもたちの本当の学力はそれほど低くはないという思いがあったのではないかと。文部科学省が言っている

ことに忠実であり、学校現場が「子どもたちのありのままの成績を出すために余計な指導はしない」ということを意識し、具体的には「分からないことは書かない」「あやふやなことには解答しない」ということまで指導していたのではないだろうか。点数を上げるという意味では逆効果であるが、そのような指導がされているというのが私の印象であった。

そのため、昨年、村山会長を含め、皆さんにお願いしたのは、「試験というのは必ずしも学力を 100 パーセント表すものではなく、試験の形式を学ばない限りは実力があってもそれが点数に反映されないので、この半年間で成績を上げるためには、真の学力というような難しい話ではなく、まずは問題に慣れて点数を上げるための準備を一度やってほしい」ということであった。その準備をした結果が、今年は見事に出了たということである。しかし、これで本当にいいかと言えばそうではない。真の学力は常に学校現場が追い求めなければならないことである。解答の仕方や答案に慣れること以上に大事なことなので、これからは一步一步、真の学力を上げていくことを改めて現場にお願いしたい。ここまで成績が上がれば雑音は減るので、学校の先生もやりやすくなるのではないか。学校の先生が、学力向上という地道であるが本来の仕事に戻ってくればありがたいと思う。

委員 長： 他に意見はあるか。

委員 員： 報告書の 2 頁から 3 頁にかけて出てくる「A 県」がどこの県かは詮索しないが、2 頁の下の 6 行に A 県も本県と同じような傾向を示していたと書かれている。その上で、本年度の本県の伸びが「調査問題や結果の活用」によるものであると判断するためには、A 県が調査問題や結果を一切反映していないという前提でないといけませんが、それについては先方に確認してあるのか。

学力向上推進協議会会長： 基本的には、公開されているデータだけを使って分析をしている。昨年度は同じような学力の現状にあった A 県と静岡県を比べたときに、静岡県では前回の調査の取組を真摯に受けて向上したことにに関しては別な傍証もあるので、それと対比して考えた場合、A 県はその取組が静岡県と比べてそれほど改善されていないということで、説明用として利用したものである。

委員 員： 今の御説明であれば理解できる。

ただ、報告書の 2 頁から 3 頁にかけて「これらのことから」と書かれている。そうすると、「これら」とは何だろうという疑問が生じる。むしろ、ここに挙がっているように、4 頁 5 頁にある から の具体的な内容を前段に入れて「調査問題や結果の活用による」として、活かす要素としないと断定できないのではないかと思う。その意味では、A 県がどのような取組をしたのかも同時に検証していかないと、言い切れないのではないか。傍証などがあってはじめて、このような成果が明らかになるので、この部分だけを取り上げるのではなく、全体で

そのように判断したと理解してよいか。

学力向上推進協議会会長： そうである。今後、この報告をいろいろなところで伝えていくときに、御指摘があった点について工夫していきたい。

興 委 員： このままではミスリードしてしまう。先ほど、村山会長が御説明されたことを踏まえることが大事だと思う。

学力向上推進協議会会長： 御指摘はありがたい。

興 委 員： その上で、もう1点だけ確認したい。

先ほど、加藤委員も御発言されたが、大事なものは調査に向けての傾向と対策ではなく、調査結果をどう反映していくかである。その意味では、昨年度まで調査結果を活かさなかったことは反省しなければならない。今回、調査結果を真摯に受け止める文化が定着するようになったことは大きな成果だと思うが、あくまで傾向と対策であってはならない。報告の中で言われた「テスト慣れ」は正に傾向と対策であり、そのようなことではなく、本質の教育の問題点を顕在化させていく取り組みが必要である。具体的には、指導要領の内容が指導の中で徐々に顕在化するようになったなど、良いこともいろいろと指摘されているので、教育の根源に触れる問題として報告書を完成させてほしい。それではよろしいか。

学力向上推進協議会会長： そのとおりである。大切なことはこれからの授業改善である。今、意識は変わっているが、授業自体はそう簡単には変わっていかない。これから学習指導要領にきちんと対応した授業に変えていくように、いろいろな形で我々も協力していきたいと思っている。

斉 藤 委 員： 成績が伸びた原因分析として、単なるテスト慣れではなく、記述式も伸びているという報告は非常にうれしく感じた。その意味では、市町教育委員会や学校現場の先生方が今年行った指導に自信を持って、来年以降もつなげていけばいいという気持ちになることができるメッセージである。

ただ、加藤委員が発言されたように、これから先のことを考えていくと、やはりいろいろな問題がある。今日の説明では触れなかったが、この報告書に書いてある家庭における生活の問題や、ゲームやスマートフォンの問題、読書の問題などである。これらの問題について何か手を打たないと、来年以降、スマートフォンはもっと多くの子どもが所有するようになるだろうし、その結果として学習時間はさらに減っていくことになる。せっかく上がった学力が、数年でまた低下することのないよう、この問題に対応していかないといけないと思う。それらは社会教育の問題でもあるので、学校と家庭との連携を大切にしていかなければならない。

最後になるが、学力向上推進協議会からの御指摘は大変ありがたく、感謝したい。

渡 邊 委 員： 学校の現場における先生方の授業への取組が、今回の成果を出してくれた。あとは、加藤委員の御意見のとおり、真の学力につなげていく

ために、家庭や地域のバックアップが必ず必要になってくる。そこを充実させて、今後も家庭や地域と情報交換しながら、より良い学習環境を整えていけたらと思う。スマートフォンについては、県のPTA連絡協議会で、「小学生は夜9時、中学生は夜10時以降、使用制限をしましょう」と家庭に呼びかけている。そのような状況にあることを社会全体で理解して、子どもがいる家庭だけでなく、静岡県民全員がそのことに関心を持ってくれたらありがたい。

教 育 長： 学力向上推進協議会と村山会長に、重ねてお礼を申し上げる。

全国学力・学習状況調査は、あくまでも実施主体が市町教育委員会となるので、県教育委員会としては市町教育委員会とともにこの報告書を熟読して、それぞれの立場から来年度に向けて、施策や取組を検討していきたいと思っている。改めて、静岡県には良いところがいっぱいあると自信を持ったので、先ほど加藤委員からも御指摘があったように、雑音を気にすることなく、静岡県としての強みをこれからもさらに強いものにしていかなければならないと感じている。また、改めるべきところは改めるという姿勢も必要だと思う。

興 委 員： 静岡県では、しっかりした教育方針に基づいて、きちんとした教育をしてきたと、皆さんが自負されてきたように思う。たまたま全国学力・学習状況調査の結果によって批判を受けたが、村山教授は学力向上推進協議会会長として、静岡県の教育の取組は十全だと感じているのか。今回、このような報告書をまとめていただいたが、数年間にわたって取組をされてきた会長として、この報告で帰結してしまっているのか。問題提起を含めて会長のメッセージをいただいたが、あとは全部教育委員会に戻すのか。教育学を専攻している村山教授として、そのあたりをどう考えているのか、あわせて御意見をいただければありがたい。

学力向上推進協議会会長： この報告書は学力向上推進協議会の報告として、このような形で出させていただいたものである。

ただ、昨年度の結果が出て以降、県内各地に呼ばれ、そもそも全国学力・学習状況調査とは何であったのか、そこで求められている学力とは何なのか、そしてどのように教育しなければいけないのか、について話す機会をいただいた。これからも、それらについてきちんと伝えていきたいと思っている。

委 員 長： 小学校国語Aの成績が全国最下位ということで、県民の大きな期待とプレッシャーを受けて、村山会長を中心にした協議会で、課題の抽出や説得力のある改善策を具体的に打ち出していただいた。学校現場でも先生方に課題を共有してもらって、オール静岡で取り組んだ結果が今年度の飛躍的な結果に現れたと思う。とは言え、静岡の子どもたちと教育現場はまだまだポテンシャルを秘めていると思うので、今後も引き続き御提言をいただきたい。

あわせて報告事項2に関連して発言したい。前回の定例会で意見書

を一任してもらい、全国学力・学習状況調査の意見書を完成させて文部科学省へ提出してもらった。それについての説明が不足していたという御指摘もあったので、ここで改めて説明する。提出した意見書の「(3)実施要領」についてである。私が加筆をお願いした箇所は「実施要領については、公表の権限、公表の手順例を明示するなど多義的な解釈を許さない表現にする必要があるのではないか」である。それは、知事が発言し、メディアでも報道があったように、実施要領が多義的な解釈をしやすい状況にあるのではないかと思ったからである。とりわけ公表に関しては、首長に全国学力・学習状況調査の結果を提出する際、市町村教育委員会の合意が必要であるなどの手順が曖昧であった。例えば、浜松市では首長に伝えていないというような現状もあり、実際の運用という意味では、知事が言われるように今の実施要領では多義的な解釈ができる。それらの手順について明示してほしいという意図があって、このように書かせていただいたものである。

林義務教育課長から報告があったが、それを受けて、文部科学省からは意見書を受理して「改めて、新しい実施要領について検討するべきものがあれば検討する」と回答をいただいたと伺っているので、非常に安堵している。数字に惑わされつつあるが、引き続き、子どもの本当の学力を出し切るように、全国学力・学習状況調査のあり方を皆で考えていけたらいいと思う。

村山教授には引き続き助言をいただきながら、静岡県の教育に向けてさらなるお力添えをいただきたいと思う。本当に感謝する。

全 委 員： 感謝する。

学力向上推進協議会会長： こちらこそ、このような報告の機会をいただき、感謝する。

興 委 員： 委員長の御説明には、一部違和感がある。多義的な解釈を許さないということは、確かに必要であると思う。ただ、多義的な解釈を許さないところについて、教育委員会としては具体的に列挙して文書で説明を提出することが必要だったと思う。公表の権限は基本的には教育委員会に委ねるとされており、要するに主体は教育委員会である。ただし、教育委員会が公表を行うに当たっても、個々の学校の理解を得ることが必要であると規定されている。公表に向けてどのように段取りをするかについては一切記載されていないが、学校の理解を得る必要があり、そのことは記載されている。文部科学大臣もしばしばそのような発言をされている。

しかし、知事は公表の権限などを指摘しているのではなく、「県教育委員会に任せられたから自分が公表した」と言っているわけである。つまり、公表の権限に多義的な解釈があることは、知事の御発言にはなかったと思う。従って、公表の権限や手順等を明記するという点については、やはり説明責任を明確にしてほしいということを経営者に申し上げた。ただし、先ほどの発言では、それで本当によかったのかということについては、内心忸怩たる思いがあることをこの場で申

し上げる。

さて、先ほど義務教育課長から、担当の審議官と参事官がいる場で説明をしたこと、その上で今後はいろいろと参加主体から意見を聴取するということを検討すること、その他なんらかの見直しが必要だろうというようなことを発言したということが報告された。報告の中で、多義的な解釈や公表の権限ということも言われたかと思うが、私としては、文部科学省にも今回の問題があったという事実を受け止めていただいて、この全国学力・学習状況調査が十全のものになるように、国でも配慮いただければありがたいと思う。

なお確認であるが、来年度の全国学力・学習状況調査の実施要領は来週にも公表される予定なのか。

義務教育課長： 確かな日程は確認していないが、11月末から12月上旬ということであつたので、来週ではないかと思う。

興 委 員： 昨年の実施要領の発表もその時期だったと思う。

次年度以降、参加主体からの意見聴取をして、できるだけその意見を組み込んでもらえるよう、文部科学省に積極的にお願いしていくことが必要だと思う。それが共有の認識だったと思うので、ぜひお願いしたい。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2、3を了承した。

報告事項4 県指定文化財の指定

委 員 長： 報告事項8頁「報告事項4 県指定文化財の指定」について、増田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

是非間近で見てみたいと思う。移動教育委員会等の機会を利用して訪問できるよう検討してみてほしい。

文化財保護課長： 担当課と検討する。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項4を了承した。

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成26年度第17回教育委員会定例会を閉会とする。